

---

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤 重君） 日程第1、議案第43号 議会の議決に付すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第43号は、議会の議決に付すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（企画観光課長 山本 公君 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（高柳孝博君） この法律は自治法の改正に伴ってということなのですが、自治法の方では定めてこれに則して行うようにしなければならないというふうになっているわけですが、今回の議決案件にするところでは、3項のところ「基本構想の策定、変更又は廃止」となっているわけですが、一般の計画というのは、変更、廃止というのは多々あっていいと思うんですが、基本構想の廃止というのは単独に起こり得るかどうかという議論をしなければいけないと思うんですが、そのあたりの考え方はいかがでしょうか。もちろん議会の中で審議して、討議して決めることですので、あっても問題はないと思うんですが、条文として載せるところの考え方を整理しておく必要があるのではないかと思います。

もう1点、時期の問題ですが、時期は特に前の自治法の2条の基本構想の考え方と条文そのものもほぼ変わっていませんので、そのまま計画策定というのは特に載せなくてもいいと思うんです。そのあたりは前の基本構想そのものにもかかっていくというふうに考えていいか。2点お願いしたいと思います。

○企画観光課長（山本 公君） 廃止の関係でございませけれども、基本的には、ないかなというふうには思いますけれども、ただ、状況の変化等々によりまして、そういうことも可能性としてゼロではないものですから、「策定、変更又は廃止」という中で今回提案させていただいております。

それから、前回の第4次の総合計画の関係ですかね、第4次の総合計画の関係につきましては、自治法改正前に既に議決をされている案件でございませ。これが影響するかということにな

れば、当然そちらの方にも及ぶものかとは思いますが、ただ、24年度いっぱいまでのことですので、変更とかというようなことはないのではないかと思います。

ですから、今後、25年度、いま策定中ですが、そのものについての議決を経るというような形が一番最初の議決になろうかと思います。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終結したいと思います。が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（斉藤 重君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（関 唯彦君） この議案第43号に賛成をいたします。

地方自治法の改正に伴い、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定める義務付けが廃止されました。けれども、町民にまちづくりの長期的な展望を示したり、また、魅力ある将来像を描くためにも法的な策定義務がなくなっても、やはり策定していくべきと考えています。

この基本構想を作るうえでも町民の意見等がかなり反映されております。その中で、町民と行政だけで作ったのではなく、町民の代表である議会の承認を得たという重みがやはり必要だろうと私も考えますので、この議案に賛成をいたします。

○議長（斉藤 重君） これをもって討論を終了します。

これより議案第43号 議会の議決に付すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（斉藤 重君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---